

携帯電話中継装置 使っていませんか？

近年、海上において漁船等に設置された不法携帯電話中継装置が携帯電話用の基地局に障害を与え、一般住民の携帯電話が使用できなくなる事例が発生しています。

携帯電話
基地局



基地局エリア内

不法携帯電話
中継装置



海上など

- ✓ 不法携帯電話中継装置は、海上などの携帯電話の電波が届きにくいエリアでも通話可能となるように携帯電話中継器等と称してインターネットや雑誌等で販売されていますので注意して下さい。
- ✓ 海上において携帯電話の繋がるエリアについては、各携帯電話事業者のホームページで確認できます。

設置できるのは携帯電話事業者だけです

それ以外の方が設置・運用した場合には不法無線局となり、電波法により**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処される場合があります。

携帯電話等の通信に妨害を与えた場合

携帯電話などの重要無線通信に妨害を与えた場合には、電波法により**5年以下の懲役又は250万円以下の罰金**に処される場合があります。



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

九州総合通信局 電波監理部 監視調査課

TEL: (096) 312-8276

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/Kyushu/>